

## マルクスによるヘーゲル哲学批判の再読（上）

島崎 隆

（季報『唯物論研究』2018年11月出版）

### 一 問題提起

この論文は、直前に書いた拙論\*1で書き切れなかったことを書いたという意味で、その続編である。この旧稿で私は、かつての唯物論哲学のあり方の回顧をともないつつ、最後に、ヘーゲルの観念論とマルクスの唯物論のそれぞれの成立の根拠を簡潔に展開した。マルクスによるヘーゲルの批判（的摂取）については、私は唯物論者として根本的に賛同するが、それでも、現代的観点から見て、あらためて再検討する必要があると感じている。また、長年ヘーゲル研究を合わせてやってきた者として、とくにヘーゲル研究の現代的水準から見ると、古いマルクスのヘーゲル批判がいつまでもこのままで通用するはずはないという思いもまた存在する。マルクスのヘーゲル批判には、もちろんいまでもおおいに学べるが、ある意味歴史的意義をもっているといえるのではないか。ヘーゲルの本格的研究者でありながら、マルクス（主義）に共感する人たちもいないわけではないが、そういう人たちは、現段階でヘーゲル・マルクス関係という問題をどう感じているのだろうか。

この論文では、いくつかのマルクスの著作に立ち返って、彼のヘーゲル批判の妥当性を考察し、さらにマルクス主義哲学と弁証法的方法を豊かに再構築することを目指したい。まず簡単に弁証法について触れ、マルクスの著作「ヘーゲル国法論批判」（一八四三年）の考察をおこない、そのなかでヘーゲル『法哲学綱要』（一八二〇年出版）への現代的評価を紹介・検討する。これによって、新しいヘーゲル・マルクス関係再読の必然性が発生するだろう。（以上、上）。この時期まででは、マルクスは弁証法的方法の必要性をはっきりと自覚はしていなかったと思われるが、『パリ手稿』（『経済学・哲学手稿』一八四四年）の段階ではフォイエルバッハのヘーゲル批判を踏まえつつ、「否定性の弁証法」\*2が取り出される。これはおもに、歴史的過程の弁証法、《歴史的弁証法》を意味するだろう。さらに弁証法を、私は『資本論』第二版の「あとがき」、『経済学批判要綱』の「序説」などに即して検討するが、これはおもに、『資本論』に結実するような、体系構築のための弁証法、《論理的弁証法》を意味するだろう。そこから総括的に、ヘーゲル哲学の基本的立場である「思考と存在の同一性」の意味を問題化したい。この思弁的命題への批判こそ、マルクスがヘーゲルの観念論として固執したものであったが、いまでは唯物論者

からも注目されてきている。この形而上学的命題をめぐるマルクスとヘーゲルの立場を検討したのちに、マルクスが『ドイツ・イデオロギー』の段階で哲学を止揚し、そこから離脱したことの意味を探りたい。マルクスと哲学の関係という問題が、それ以後のマルクス主義のあり方を規定したという点があると思われる。(以上、下)

## 二 《歴史的弁証法》と《論理的弁証法》

弁証法とは端的にいて、現実を対立物の動的統一、つまり矛盾的なものとしてとらえる方法である。すでにマルクスは、「すべての弁証法の噴泉であるヘーゲルの『矛盾』」(『資本論』)について指摘していた\*3。弁証法とは、事物をその肯定面(存立の必然性)と否定面(没落の必然性)の両面から、矛盾をはらんだものとして、全面的にとらえる方法である。

さて弁証法とは、形式的には、ヘーゲルの論理学(『大論理学』など)に見られる弁証法的諸概念や弁証法的諸法則を中心とした方法論や認識論である。そして内容的には、弁証法は、とくに疎外論の思想と重なるものがあると思われる。まさに弁証法がヘーゲルによって「肯定—否定—否定の否定」「直接性—媒介—直接性の回復」などと定式化される時、『大論理学』の「絶対的理念」で総括的に示されたこうした図式は、人間やその他の事物がみずからの活動のなかから自己否定的に疎外と外化へと現れ、そこでの矛盾・葛藤のなかでみずからをより豊かな形で回復するという意味で、まさにそのものとして疎外論的含蓄をもち、それと表裏一体であるといえよう\*4。

ところで、この弁証法は簡単にいて、《歴史的弁証法》と《論理的弁証法》に区分されるだろう。前者は、歴史的な発展過程のなかで現れる、さきほどの否定の否定の時系列的展開のことであり、ヘーゲルでは、『精神現象学』『歴史哲学講義』『哲学史講義』などで中心的となり、マルクスでは、その史的唯物論で見られる歴史的発展段階説がそれに該当する。他方、後者である《論理的弁証法》では、一度成立している何らかの現実的対象を、それを一度に直観的にとらえることができない以上、その総体について徐々に単純から複雑へと、抽象から具体へと、本質から現象への概念展開としてとらえていく認識方法であり、諸概念の系列的展開の結果として、最後に全体を認識する方法である。マルクスはそれを『経済学批判要綱』(一八五七/五八年)への「序説」で、「学的に正しい方法 wissenschaftlich richtige Methode」と述べたが、これがいわゆる「上向法」である\*5。それはおおむね、『資本論』第二版の「あとがき」でいわれる「叙述の仕方 Darstell

ungsweise」に合致する\*6。いうまでもなく、マルクスでは、『資本論』に結実するように、「近代ブルジョア社会の内部におけるその編成」\*7を全面的に把握することがその代表例であった。さてヘーゲルでは、『法哲学綱要』がそうした体系的著作であり、また『大論理学』なども抽象的ながら、最後の「絶対的理念」に至るまで、世界の体系的構築の概念展開をなしているといえよう。もちろんいうまでもなく、あらゆる現実が、社会的なものも自然的なものも含めて、根本的に歴史的生成物と見られる以上、『歴史的弁証法』と『論理的弁証法』は密接に関連しており、マルクスでは、その現実変革の志向からして、前者が究極的に重要であろう。

この点で、ヘーゲルとマルクスの関係を詳細に考察した、以下の石井伸男氏の結論に賛同したい。「マルクスによるヘーゲル継承の核心にあるのは近代社会把握とその変革の弁証法であって、マルクスは前期においては歴史的運動の論理として、後期においては概念的把握の方法としてヘーゲル弁証法を改作しつつこれを吸収したのである。」\*8

ここで石井氏によっていわれていることは、マルクスにとって前期（おもに一八五〇年代まで）では、弁証法は何らかの歴史的発展の論理として重視され、それ以後の後期ではマルクスは、「学問体系の構成方法」\*9としての弁証法に強い関心を示したということである。周知のように、歴史的なものとの論理的なものとの区別と関係という弁証法の問題、つまり『歴史的弁証法』と『論理的弁証法』の関係の問題は、ヘーゲル自身も、さらにマルクスも問題にしており、こうして従来、マルクス主義の哲学や経済学でもおおいに議論されてきた。歴史的なものとの論理的なものとは緊密に結合しながらも、マルクスの問題関心では、力点が前者から後者へと移行したということであろう。

さらにここで、マルクスの現実認識のあり方の第三段階として、その晩年の共同体や自然環境問題についての歴史的・事象的現象の探究を付加することができるかもしれない。これは、新メガに依拠した新しい研究から発生している考えである。マルクスは晩年、ベラ・ザスーリッチ宛ての手紙（一八八一年）にあるように、もはや『論理的弁証法』ではなくて、『経済学批判』の「序言」で提起したような史的唯物論の公式を修正して、共同体重視のいわば複線型の歴史観を説いた（MEW 19, 388f.）\*10。さらにまた、ユストゥス・リービヒについてはもちろんのこと、あらたに当時の農学者カール・フラスらを中心にマルクスが研究を進め、長期に渡る略奪農業や気候変動の問題、今日という自然環境の持続可能性の問題に直面して、マルクスが共同体による耕作の管理によってしか文明の崩壊を救えないと実感していたことが明らかにされている。つまりここで、共産主義

的共同体による、人間と自然の間の物質代謝の共同的統制が問題となっているといえよう。この段階は単に「否定性の弁証法」（《歴史的弁証法》）への回帰ともいえず、西洋社会を越えた、はるかにスケールの大きい世界認識、文明のあり方の認識を探究しているといえよう\*11。

### 三 マルクスのヘーゲル『法哲学綱要』批判のあり方について

この点では、それ以前にマルクスが一八四三年夏、体系的著作であるヘーゲル『法哲学綱要』（その第二六一―三一三節まで）を詳細に批判したときはどうだったのだろうか。周知のように、若きマルクスは、その著作「ヘーゲル国法論批判」のなかでフォイエルバッハ的唯物論（とくに論文「哲学改革のための暫定的命題」一八四三年）からの強い影響のもとで、おおむね以下のような批判を展開した\*12。つまりヘーゲルでは、思弁的論理が肉化して現実が創造されるという意味で、そこで「論理的・汎神論的神秘主義 der logische pantheistische Mystizismus」（MEW 1, 206）が支配すること、この点で神的理念が主体（主語）で現実界は述語的位置に貶められるという意味で、主語と述語の観念論的転倒が見られること（MEW 1, 206）を指摘した。つまり「理念が主体化されると、…現実主体であるところの市民社会、家族…は、理念の非現実的な、他のものを意味する、客観的な契機となる」（MEW 1, 206）。

総じて一見矛盾をはらんだ現実も、ヘーゲルによれば、その本質を洞察すると、そこに「本質における、理念における統一」（MEW 1, 295f.）が現れ、矛盾が深い本質レベルでは媒介されているという意味で、現実はおのずと神聖化されてしまい、こうして彼はおのずと保守主義に陥ることになる。ヘーゲルでは、哲学は弁神論となる。こうした論理展開によって、マルクスはヘーゲル的観念論の秘密を徹底して暴露し、当時の国家と市民社会の矛盾を問題化した。同時にまた、マルクスは、総じてヘーゲルのいう「立憲—君主制」がそれ自身として矛盾物であること、『法哲学綱要』で叙述された国家制度（上院・下院の身分制議会、官僚制、大土地貴族、最後に君主の無責任制、世襲制など）の含む非合理性、矛盾を完膚なきまでに白日のもとにさらした。マルクスは、こうした認識を理論的武器として、検閲令など、当時のプロイセンの絶対主義的・非民主主義的な政府と闘ったのである。

以上のヘーゲル批判のスタンスは、ヘーゲル哲学の観念論的神秘主義を問題とするかぎり、それ以後もマルクスによって継続されるといえるだろうが、『パリ手稿』の段階以後

では、古典派経済学や社会主義・共産主義思想の批判的摂取を踏まえて、いっそう内在的にヘーゲル批判が遂行されることとなる。「ヘーゲル国法論批判」における批判はまだ国家論的・政治的・法的なレベルの批判であるが、その点、なお現実社会の「土台」としての経済現象（市民社会）に依拠した批判はまだほとんど見られないといえよう。そしてまたマルクスは、この段階で市民社会と国家のあいだの矛盾をもつぱら問題にするが、経済的認識があまり見られない以上、市民社会のなかの深刻な矛盾を中心に議論するという姿勢はほとんど見いだせないと思われる。私見では、後述するように、そもそもヘーゲルは、市民社会の深刻な矛盾を洞察し、それを何とか融和しようとして、その上位に理性的な国家を置いたのであって、市民社会と国家の間の矛盾は、市民社会自身の矛盾からの派生物といえるのではないだろうか。こうして山中氏は、マルクス「ヘーゲル国法論批判」の全体を、政治的疎外の克服を目指したものと総括する。たしかに『パリ手稿』の経済的疎外論の前段階として、こうした把握は適切で説得的だと思われる\*13。

また方法論的にいえば、ここではまだ弁証法をどう評価するか、そこからいかに唯物論的弁証法を批判的に取り出すかなどという問題意識はほとんど存在しない。ヘーゲルの論理学を実質的に相手にしているかぎり、マルクスは普遍と特殊の統一などの弁証法的認識を示すが、それほど意図的ではない。つまりヘーゲルに代わって、では現実社会をどう批判的に構築するかという問題意識がまだ見られない以上、体系的認識の方法論（《論理的弁証法》）はこの段階のマルクスにとってまだ不可欠ではないのだろう。さらにまた、弁証法を単に悪しき思弁として否定するフォイエルバッハの強い影響のもとでは、弁証法への積極的評価はありえないといえるのではないか。

ところで、マルクス「ヘーゲル国法論批判」については、それを周到かつ詳細にコメントした長洲氏の古い論文と、比較的最近の神田氏の論文が存在するが、この二つではマルクスへの取り扱いがまったく対比的であり、注目に値するので、ここで簡単に紹介・検討したい\*14。なぜこうした対立的な評価が生ずるのかを考えることは興味深い。結局、マルクス自身への高い評価（長洲氏）と低い評価（神田氏）がそれぞれその根底にあるといえるだろう。長洲氏の詳細な分析にはおおいに学ばせていただいたし、さきに私自身が述べたマルクスのヘーゲル批判の要点は、すでに氏がさらに詳しく展開しており、また、それ以後多くの論者が指摘してきたのであって、それには異論はない。だが、くり返し述べるように、現時点までの研究の進展の成果が補われなければならないのは当然であるし、また当時までのマルクス解釈についても、現代から見ると、長洲氏の議論のトーンにはや

や違和感がある。それは、いま述べたマルクスの認識の不十分性に関わるものであるが、氏はあらためて、そうしたマルクスの不十分性に言及しているわけではない。たとえば氏は、マルクスにしたがって、国家と市民社会の矛盾の指摘をくり返し強調するが（一一頁、一八頁）、『パリ手稿』以後で明白になるような、市民社会の経済的な根本矛盾（自己疎外）の問題については、マルクスでは、「近代市民社会そのものへの批判、その歴史的な意義と限界は、予感があるだけで、理論化されていない」（三四頁）と最終部分で述べられるだけである。だが私見では、その問題がポイントであって、ヘーゲル市民社会の十分な考察がなくて、国家論的・政治的・法的分析にとどまるからこそ、「真の民主制」（ME # 1, 232）といわれる急進的民主制の提起だけにマルクスがとどまったという可能性もあるし、さきに述べたように、そもそもヘーゲルにおいて、市民社会内部の深刻な矛盾の認識そのものが国家を市民社会の上位に置くという構成を生んだと見られるからである\*15。

さてある意味、神田氏のマルクス評価は、新しい段階でのヘーゲル・マルクス関係の研究から由来する面があるだろう。そこには、いわば長洲氏らのようなマルクス主義者の弁護論的解釈への不満があるといえよう。氏の意図は「これまで『天才』マルクスに対する個人崇拜のために、異常なまでの無批判ぶりをもって受け入れられてきた彼のヘーゲル批判の、その当否を歴史に照らして明らかにする」（三四頁）ことであるという。基本的人権、議会制などの「西洋民主主義の基本概念」（三三頁）と従来のマルクス主義をいかに融合できるのかというような氏の疑問は、私には理解できるものであり、現段階で事実、市民社会の成熟を背景に、マルクス主義的社会主義はこのテーマに取り組みざるをえないのである。そして神田氏が、マルクスはヘーゲル『法哲学綱要』について、「国内法」だけを読み、体系的に全体を読んでいず、市民社会の概念すらも展開の途中までは身につけていなかったと批判するとき（四三頁）、この点では、私にははたしてそう断定できるのか、その論拠はあるのかという気がする。それにしてもたしかに、いままで述べたように、マルクスが古典派経済学や社会主義・共産主義思想の批判的摂取によって市民社会の根本矛盾にまず注目していたならば（とはいえ、この認識はすでに『パリ手稿』段階になってしまうが）、ヘーゲル『法哲学綱要』批判のありようはおおいに変わったことだろうと推測される。だがさらにである。それでも氏によって、ヘーゲルの「神秘主義」や「主語と述語の転倒」への批判が「外在的」（三九頁）だと否定的に断定されると、これには、哲学をやるものとしては承服しかねるものがある。一体どういう根拠でそう断定できるのか

わからない。というのは、これはフォイエルバッハに依拠する唯物論に由来する批判であり、これもある意味、内在的な批判と考えられるからである。唯物論か観念論かという問題は、マルクスにとって外面的な問題ではけっしてないだろう。

さて、神田氏の主張に流れるトーンで興味深いのは、氏のマルクス批判が、まるで想定したかのように、長洲氏らのマルクス擁護にも該当することである。もちろん氏は、長洲氏をターゲットにしているわけではない。だが、いずれにせよ、氏の批判に一定のわかりにくさを感じられる。それは、氏がマルクスをあらためてどう評価しているのかが表明されていないからでもある。そもそも氏は、反マルクス（主義）であるのかどうか。

#### 四 ヘーゲル『法哲学綱要』の現代的評価

さてここで、ヘーゲル『法哲学綱要』を中心に、現代のヘーゲル研究の状況に簡単に触れておきたい。それは、現段階でヘーゲル・マルクス関係を再構築するのに必要なことであろう。当時のマルクスの認識を現段階で金科玉条とするわけにはもちろんいかない。ところで、私があえて『法哲学綱要 Grundlinien der Philosophie des Rechts...』と書いてきたのは、一八二〇年に出版されたこの著作の前後にヘーゲルは法哲学の講義を七回おこなっており、それら講義録が年次ごとに出版されてきているからである。いまや、この公刊された『法哲学綱要』とそれらの講義録の異同が問題となっている。というのも、オーストリアのメッテルニヒ主導の反動的布告であるカールスバート決議（一八一九年）によって、大学と教授への厳しい監督がなされ、出版条例もまた制定されたのであって、『法哲学綱要』が当時の反自由主義の情勢のなかで出版されたという事情が存在するからである\*16。この点で、気楽におこなわれた一連の法哲学講義とは事情が異なるからである。いずれにせよ、これら一連の講義録の分析によって、ヘーゲルの政治的立場の変化があらたに読み取れて興味深い\*17。

とくに現代のヘーゲル研究の進展のレベルからすると、以上にも見られた文献学的研究や当時の政治状況の解明などによって、そのヘーゲル像はおおいに変化してきているといえよう。現代では、ルドルフ・ハイム、カール・ポパーらのように、ヘーゲルをプロイセンの全体主義的で反動的な御用学者とみなすような見解はほとんど見られない\*18。たとえば、フランスで「ヘーゲル＝マルクス研究・資料センター」の初代会長であったドントは、「政治的な領域におけるヘーゲルの学説が、いささかも王政復古とプロイセン絶対主義の理想を象徴するものではない、と考えても差し支えなくするような情報と論拠を、

私の本は提出している」\*19と述べており、この点で、驚くほど詳細な事實的・逸話的な研究結果を提出している。ヘーゲルは、プロイセンの政治状況のなかで御用学者として安泰な地位をけっして築いていたわけではない。ドントの主張は、説得的であると思われる。たとえば、『法哲学綱要』の序文で一部述べられた、ドイツ・ブルシェンシャフト運動に関わった哲学者フリースへのヘーゲルによる批判に関係する事柄である（一六一頁以下）

\*20。もちろんヘーゲル自身は、公的には、熱狂的な民族主義の運動には理性と法則を旗印として批判するが、他方、その運動に参加して監獄に入れられた同僚や自分の弟子たちを、その監獄の裏側のシュプレー川を学生たちと船で下って密かに見舞い、元気づけているのである（二四一頁以下）。そのほか、暗殺者ザントに同情的で、免職にされてしまったヘーゲルの同僚教授デ・ヴェッテに救援の寄付をおこなっていたり（一六〇頁）、フランス革命の記念の会合にも学生たちとともに参加したりしている（二三二頁）。ヘーゲルが御用学者といわれるほどならば、こうした危ない橋を渡ることにはけっしてないだろう。

またヘーゲルがいかに市民社会、つまり近代資本主義社会のはらむ矛盾を、マルクスを先取りするかのように（もちろん価値論、剰余価値論などの本格的経済理論は見られないが）深く認識していたかも列挙することができる。こうして彼は、市民社会が「災い Übel」（第二四五節）をもたらすことを鋭く見抜いている。つまり市民社会の経済は一方で少数者の手に富を蓄積し、他方で貧者の隷属と窮乏をつくり出す。彼らは労働に縛りつけられ、融通さが効かず、誇りの感情を失っていき（第二四三節）、こうして「賤民 Pöbel」となる（第二四四節）。この点でヘーゲルは、いかに貧困を取り除くかが近代社会を苦しめている問題だとする。実は市民社会は富の過剰にもかかわらず、貧困と賤民を防止するほどには富んではないのだ（第二四五節）。結果として、市民社会はおのれの矛盾を解決しようとして、「植民地建設」へと駆り立てられるに至る（第二四八節）。だがヘーゲルは、マルクスとは異なり、市民社会の根本矛盾をその内部から解決するというような展望を見いだせていない。だから彼は部分的解決策しか示していないし、最終的には国家的理念を上部からかぶせて矛盾を全体的に融和するしか方策はないのである。

ところで、以上の点では、ヘーゲルが「普遍的資産 allgemeines Vermögen」（第一九九節以下）という概念を残していたことが注目される。これを私は従来なかなか理解できなかったが、いまやプリッダートは何と『経済学者ヘーゲル』という著作を著して、一方でこの概念は、スミスを継承して、全体の国民所得のようなものを含み、だが他方で、個々の市民が将来も労働することのできる能力にたいする「社会的請求権」もまた含んでいる



と主張する。したがって後者は、市民社会に、単なる自由競争を越えた人倫的な意味もまた要請しているのだという\*21。こうして「普遍的資産」とは、市民社会の矛盾を融和するためにヘーゲルが注目して設定した概念である。

これとも関わって、「職業団体 (Korporation)」という概念も最近、ヘーゲル研究で注目を浴びてきた(第二五〇節以下)。これは一種の中間団体であり、おもに商工業身分の労働者が属し、そこで成員相互の助け合いがなされ、そこに属することによって社会的な承認や労働する誇りが、さらに営業の人倫化が得られるというものである。これも市民社会の生計と所得の不安定性にたいする、一種の救済的役割をもたせられている。ところで、マルクス「ヘーゲル国法論批判」では、「職業団体は官僚制の唯物論であり、官僚制は職業団体の唯心論である」(MEW 1, 247)、「職業団体は市民社会が国家になろうとする試みである…」(MEW 1, 247f.)などという鋭い、穿った見方がなされている。ここでは、職業団体が市民社会と国家を媒介する官僚制と対応するような物質的な経済制度であるという意味があり、またそれが、市民社会から派生しつつも国家的全体を配慮するような役割を果たしているという含意があるだろう。この表現自体には納得がいくが、だが、とくにマルクスは職業団体を評価しているわけではないようだ。私は十分に検討していないが、興味深いことに、高柳氏はこの点で、ヘーゲルの職業団体の評価についてマルクス主義者は二分されており、マルクス、マルクーゼらはそれに厳しく、グラムシ、アヴィネリらはそれを積極的に評価しているという\*22。この点では、ソ連・東欧の社会主義が崩壊したのちの現在では、社会主義建設の確実な青写真などないかぎり、資本主義＝市民社会のなかからいかにその矛盾を解消するかという観点から、以上のヘーゲルの理論をあらたに見直すことは意味のないことではないと思われる。とくに、以上の「普遍的資産」「職業団体」などについては、私的所有を前提にするか(ヘーゲル)、それを否定するか(マルクス)の差異があるとはいえ、この構想はマルクスのアソシエーション的社会主義と対比できる面があるといえないだろうか。

さて最後にいいたいことは、『法哲学綱要』における理論が、ハイムらがいうように、当時のプロイセンの政治制度を合理化する枠組みの役割を果たしているのかということである。もちろんその面はおおいにあり、その非合理性をマルクスは次々と鋭く暴いたわけであるが、シンガーは『法哲学綱要』の叙述のなかに、当時のプロイセンの官僚国家とは異なる要素を、あえて四つ見いだしている。それは、『法哲学綱要』では、①現実の君主は絶大な権力をもっていたが、君主は「然り」といって、署名すること以上にほとんどす

べきことがないとされていること（第二八〇節、追加）、②プロイセンにはヘーゲルの叙述したような議会制はまともにはないこと、③限定はあったが、ヘーゲルが表現の自由の支持者であったこと、④ヘーゲルが当時にはなかった陪審制裁判（第二二七節以下）を認めていたことである\*23。以上は興味深い指摘であろう。

以上のようにして、現段階でヘーゲル『法哲学綱要』は再読解されるべきであり、ヘーゲル・マルクス関係もしかりであろう。この点では、ヘーゲル『法哲学綱要』の全体を現代的視点から再読した、フランクフルト学派第三世代のホネットの著作『自由であることの苦しみ』\*24 はまずは注目されるべきであろう。ここでその内容を説明することはできないが、ホネットは、ヘーゲル『法哲学綱要』から、権利、人格、道徳、人間の自由、個人の自己実現、相互承認、教養形成 (Bildung)、心の癒しと治療、友情と愛、国家的普遍性など、実に多様な現代的テーマを引き出している。これは基本的に、マルクスの時代ではまだ出現していなかった、成熟した豊かな市民社会の発展から由来するテーマである。もちろんここで、マルクスのヘーゲル『法哲学綱要』などの評価が無意味になったなどとももちろんいうつもりはないが、あらたにヘーゲル・マルクス関係を始める必要があるということだけはいえるだろう。このなかで、マルクス主義も豊かに発展させられるべきである。（以下、続く）

\*1 拙論「マルクス主義的唯物論の変貌とヘーゲル・マルクス関係の再検討」、東京唯物論研究会編『唯物論』第九二号、二〇一八年出版予定。

\*2 山中隆次訳『パリ手稿』御茶の水書房、二〇〇五年、一七〇頁参照。

\*3 MEW 23b, 624. 以下『マルクス・エンゲルス全集』については、本文中に原典の巻数と頁数を記す。

\*4 Hegel, *Wissenschaft der Logik*, 2, TW 6, Suhrkamp, S. 561ff. 寺沢恒信訳『大論理学』3、以文社、一九九九年、三六四頁以下。マルクスがいかにして弁証法的方法によって現実的認識を獲得したのかの豊富な事例については、編集委員会編『マルクス カテゴリー事典』青木書店、一九九八年の「弁証法」（島崎執筆）の項目を参照されたい。

\*5 Vgl. MEGA II/2.1, 36. マルクス『資本論草稿集』①、大月書店、五〇頁。

\*6 MEW 23, 27.

\*7 MEGA II/2.1, 42. 『資本論草稿集』①、六一頁。

\*8 石井伸男『マルクスにおけるヘーゲル問題』御茶の水書房、二〇〇二年、三頁以下。

\*9 石井、前掲書、二三頁。

\*10 史的唯物論を現時点で見直した拙論「『経済学批判』「序言」における史的唯物論の『公式』について」、季報『唯物論研究』第一—四号、二〇一〇年、五五頁以下を参照。

\*11 以上の点で、平子友長監訳『周縁のマルクス』社会評論社、二〇一五年所収の第六章「非西洋社会および資本主義社会に関する晩期の諸著作」および「結論」。岩佐茂・佐々木隆治編著『マルクスとエコロジー』堀之内出版、二〇一六年所収の第三部「新MEGAとエコロジー」などを参照。

\*12 フォイエルバッハ『将来の哲学の根本命題・他二篇』（松村一人訳）岩波文庫所収。

\*13 山中隆次『初期マルクスの思想形成』新評論、一九七二年所収の第三章「政治的疎外論の確立」の全体に貫かれる。そして氏が、同書、第四章以下で指摘するように、『パリ手稿』の前段階として、「ユダヤ人問題のために」「ヘーゲル法哲学批判序説」では、経済的疎外の議論がはっきりと提起される。なおこの問題と関わって、『経済学批判』「序言」のマルクス自身の回顧が示唆的である。それによると、この当時の彼がヘーゲル法哲学の研究で到達した結論は、法的関係や国家形態が、それ自体から理解できるものではなくて、物質的生活関係(市民社会)のうちに求められなければならない、ということであった。『資本論草稿集』③、大月書店、一九九五年、二〇四頁以下。

\*14 長洲一二「『ヘーゲル国法論批判』」、現代の理論編集部編『マルクス・コメント』I、一九七五年所収。神田順司「国家・法・人格——マルクス『ヘーゲル法哲学批判』の問題性について」、川越・植村・野村編『思想史と社会史の弁証法』お茶の水書房、二〇〇七年所収。以下それぞれ頁数を本文中に記す。

\*15 この問題と関わって山中氏は、結論部分で、「近代社会特有の政治的疎外はいかにして克服されるのか」と発問して、マルクス自身が、その発生基盤が市民社会内部の自己疎外にあると認識していたとされる。そしてともかく、事実上この段階では、「政治的変革に力点を置く疎外克服の方向性をとっている」という。そこで氏は、以上の論拠としてマルクスから引用を二点出すが、私にはまだ説得的ではない。山中、前掲書、一二〇頁以下。

\*16 加藤尚武他編『ヘーゲル事典』弘文堂、一九九二年所収の項目「カールスバート決議」にヘーゲルとの関係も述べられる。

\*17 寄川条路編『ヘーゲル講義録入門』法政大学出版局、二〇一六年所収の第五章「法哲学講義」（鈴木亮三執筆）を参照。

\*18 ルドルフ・ハイム『ヘーゲルとその時代』の第一五講「プロイセンと法哲学」（金澤秀嗣監訳）、『ヘーゲル論理学研究』第二二号、二〇一六年所収。たとえばハイムは、ヘーゲルを「復古-プロイセンの公認国家哲学者」と断じている（三一頁）。カール・ポッパー『開かれた社会とその敵』第二部「予言の大潮——ヘーゲル、マルクスとその余波」（小河原誠、内田詔夫訳）、未来社、一九八〇年参照。ここで詳論できないが、ヘーゲルもマルクスも単なる全体主義者ではないことは、それぞれの研究によって、いまや明らかにされている。ところでマルクスは、ヘーゲルに向かって「『お上の』官僚的感性」のもちぬし、「奴隷根性」「プロイセン官僚世界の哀れな高慢さ」「賤民の見方 *Ansicht des Pöbels*」（以上、*MEW* 1, 330f.）などとののしっている。この点では当時の歴史的事情が考慮されるべきだが、マルクスのこの評価は、表面上、ハイムのヘーゲル評価に似ていないこともない。

\*19 ジャック・ドント『ベルリンのヘーゲル』（花田圭介監訳）法政大学出版局、一九八三年、iii 頁。以下、本文中に頁数を記す。

\*20 Hegel, *Grundlinien der philosophie des Rechts*, TW7, Suhrkamp. S. 18. ヘーゲル「法の哲学」（世界の名著『ヘーゲル』中央公論社、一九六七年所収）の「序文」、一六二頁参照。以下、本文中に節番号を記す。

\*21 ビルガー・プリッダート『経済学者ヘーゲル』（高柳・滝口・早瀬・神山訳）御茶の水書房、一九九九年、とくに二一三頁、一八五頁参照。

\*22 高柳良治『ヘーゲル社会理論の射程』御茶の水書房、二〇〇〇年、一二七頁以下。

\*23 ピーター・シンガー『ヘーゲル入門』（島崎訳）青木書店、一九九五年、八五頁以下。

\*24 アクセル・ホネット『自由であることの苦しみ——ヘーゲル「法哲学」の再生』（島崎他訳）未来社、二〇〇九年。なお本書には、「訳者解説2」として、ヘーゲル『法哲学綱要』とホネットとの関わりについての、私によるわかりやすい解説がある。